

災害時の応急対策・体制等に関する調査結果（概要版）

危機管理・防災特別委員会

令和6年能登半島地震を受け、災害時の応急体制・体制等について、各都道府県間で取組事例の共有を求める意見が寄せられたため、全都道府県を対象に調査を実施した。結果概要は以下のとおり。

1 風水害時における災害応急対策実施体制について

問1 貴都道府県において、風水害時における災害対策本部の設置の考え方や基準などがあれば教示いただくとともに、設置事例があれば併せてご教示下さい。

<回答概要>

- 警戒体制から応急体制、知事をトップとする災害対策本部まで、順次体制を引き上げていくケースが大半となっている。
- 知事をトップとする災害対策本部は、大半の自治体で、災害発生の恐れが高い場合の知事の判断や、特別警報が発表される、またはその見込みとする場合が多い。
- 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表や、災害救助法の適用が必要な場合、市町村が緊急安全確保を発表した場合などを設置基準とする場合や、時間雨量80ミリ、24時間雨量200ミリ以上が見込まれる場合などを基準とする自治体もある。

問2 貴都道府県において、災害救助法第2条第2項（災害が発生するおそれ段階の適用）もしくは、同法施行令第1条第1項第4号基準（災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合）を適用した事例や、適用に際しての判断基準や国と調整を要した事項があればお教えください。

<回答概要>

- 災害救助法第2条第2項の適用について、多くの自治体は、国からの連絡、国の対策本部の対象地域になった場合に適用している。特別警報の発表見込みに関して、国と地元気象台の見解が異なり、国と県で意見が分かれ、調整に時間を要した事例もある。
- 同法施行令第1条第1項4号基準に関しては、次のような事例がある。
 - ・ 大雪による大規模停電
 - ・ 特別警報、緊急安全確保が発令した市町村に適用した事例
 - ・ 国との調整で、避難者数が少ないことを理由に適用に至らなかった事例
 - ・ 夜間の地震で、被害状況がわからない中、避難者がいる市町に適用した事例
 - ・ 前年の地震で法適用の有無で市町村の対応が分かれた事例を踏まえ、次年度の地震で国と調整し、全市町に適用した事例
 - ・ 林野火災で適用した事例
 - ・ 適用に当たって、消防や警察に救助要請の件数を確認するよう、国から助言があった事例
 - ・ 震度5弱の市町に適用した事例
- いずれの適用も、国と電話などによる調整を経て実施している。

問3 貴都道府県内の市町村への連絡要員派遣の判断基準、実際に派遣した実例があればお教えてください。

<回答概要>

- 災害の発生やその恐れがある場合など状況に応じて判断する場合と、一定の基準に達した場合、自動的に派遣する場合がある。具体的な派遣判断の基準は次のような事例がある。
 - ・ 市町村から要請があるとき
 - ・ 災害の報告が円滑に行われないと判断されるとき
 - ・ 市町村の体制が整わず、情報が得られないとき
 - ・ 県と市町村で通信が困難になった場合
 - ・ 市町村の対応状況や意向が把握できないとき
 - ・ 特別警報の発表や震度6弱以上の揺れを市町村で観測したとき
 - ・ 災害対策本部設置など、一定の体制を敷く場合

2 都道府県における避難所設置について

問 貴都道府県における、能登半島地震の「1.5次避難所」や「2次避難所」に準ずる事例や、設置に関する検討状況についてお教えてください。

<回答概要>

- 1.5次避難、2次避難の体制を定めている自治体はないが、旅館ホテル等の団体と協定を締結している自治体が多い。
- 令和6年能登半島地震の課題等を踏まえ、1.5次避難、2次避難等の在り方を検討する自治体がある。
- 広域避難所、広域福祉避難所を設置する自治体がある。

3 内水氾濫に関する取組について

問 貴都道府県において、内水氾濫から住民の生命を守るためのハードやソフト対策の先進的な事例、関係団体との連携が功を奏した事例等があればお教えてください。

<回答概要>

- 排水ポンプの整備、流域治水対策としてのハード対策や、内水を含む洪水に関するVRを活用した普及啓発、学習教材を活用した出前授業などの取組がある。
- ため池の監視やため池ガイドラインなど、ため池対策に取り組む自治体も多い。
- 内水対策に関するワンストップ窓口の整備など、市町村への技術支援や、市町村の対策への財政支援に取り組む自治体がある。

4 他都道府県で大規模災害が発生した場合の支援実施体制について

問 貴都道府県において、他都道府県で大規模な災害が発生した場合の支援体制（支援本部の設置など）についてご教示ください。

<回答概要>

- 支援本部等の体制を定めている自治体と、特段の定めはなく、被災の状況に応じて対応する自治体に分かれる。
- 支援本部等の体制を定めている場合、知事・副知事をトップとする場合と、防災部局内に設置する場合がある。
- 被災規模などに応じ、支援本部と支援の為のチームや連絡室の2段階の体制をとる自治体もある。